

第二号様式

設計検査に関する契約書

1. 株式会社仙台都市整備センター（以下「都市整備センター」という。）は、申請書及び添付図書に記載された建築物等の計画について、適合証明業務〔独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に基づく工事審査で、住宅若しくは建築物又は改良工事が独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準に適合することを証明する業務をいう。以下同じ。〕の検査を行い、適合している場合は設計検査通知書を交付する。
2. 都市整備センターは、前項の検査にあたり、当該申請に係る計画が適合証明業務・建築基準法・その他法令への適合の判断が困難である部分がある場合は、申請者に対して説明又は追加の資料の提出を求められることができ、また、申請者はそれに応ずる。
3. 申請者は、都市整備センターに対して都市整備センターが規定する手数料を支払う。
4. 申請者は、設計検査通知書の交付前に取下げ届を都市整備センターに提出した場合は、都市整備センターは第 1 項にかかわらず検査を中止し、提出された設計検査契約関係書類を申請者に返却する。この場合手数料は返還しない。
5. この契約書は、2 通作成し当事者記名押印の上、各自 1 通を所持する。

平成 年 月 日

申請者住所

氏名

印

仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 1 5 号

株式会社 仙台都市整備センター

代表取締役 津田 徳郎 印